平成２２年（フ）第５９６号
宮城県名取市上余田字千刈田624番地の２
債務者　平間　祐子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６８７号
仙台市泉区将監２丁目11番２－３号
債務者　千葉　美紀
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７７３号
宮城県塩竈市藤倉２丁目14番10号　藤倉ハイツＡ棟101号
債務者　佐藤　和枝
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７８４号
宮城県仙台市宮城野区幸町５丁目３番１－515号
債務者　佐澤　哲志
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
福島市野田町字八郎内55番地の１　シニアスタンダーズハウス野田町105
債務者　澤村千恵子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１２３号
福島市瀬上町字東町１丁目２番地の４　ＢＢハウス205号室
債務者　渡辺　　博
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２４６号
茨城県水戸市東台２丁目１番19号
債務者　梅澤麻衣子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２５６号
茨城県水戸市袴塚１丁目６番23号
債務者　佐藤　勝美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２５８号
茨城県ひたちなか市大字津田2730番地の７
債務者　齋藤　広志
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２８２号
茨城県ひたちなか市勝田中央８番１号、住民票上の住所茨城県日立市弁天町１丁目６番９号２Ｆ
債務者　安嶋　秀信
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２９０号
茨城県ひたちなか市大字東石川3407番地の１
債務者　小池てる子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２９５号
茨城県鉾田市二重作542番地
債務者　芹沢　克剛
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３０２号
茨城県水戸市元吉田町574－３　南台ハイツＢ－203、旧住所茨城県鉾田市安房1644番地３塙アパート６号
債務者　根本奈津実（旧姓城田）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８８号
茨城県日立市東町３丁目５番１－305号
債務者　小松崎幸一
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第９４号
茨城県日立市弁天町１丁目13番13－203号
債務者　松本　房江
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第９５号
茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘４丁目297番地67
債務者　後藤　利幸
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１００号
茨城県日立市諏訪町２丁目１番48号
債務者　大城　千秋
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
水戸地方裁判所日立支部